

低所得の子育て世帯への特別給付金(その他世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するために、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)が支給されます。

問 こども未来課 子育て支援係
☎ 286 - 3117

支給対象者

次の①②両方に該当する人

- ①平成15年4月2日(特別児童扶養手当受給の場合は、平成13年4月2日)～令和4年2月28日に生まれた児童を養育する父母など
- ②令和3年度住民税(均等割)が非課税か、令和3年1月1日以降の収入が新型コロナウイルスの影響で急変し、住民税(均等割)が非課税相当となった人

※ひとり親世帯分の給付金を受けた人は除きます。

支給額

児童1人当たり一律5万円

詐欺などにご注意ください!

自宅や携帯電話へ町から問い合わせを行うことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに町か最寄りの警察にご連絡ください。



申請について

特別給付金の受給に当たり、「申請が不要な人」と「申請が必要な人」に分かれます。

〈申請が不要な人〉

- ①令和3年4月分の児童手当か特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度住民税(均等割)が非課税の人
 - ②令和3年5月～令和4年3月のいずれかの月に、新規で児童手当か特別児童扶養手当の受給資格認定を受け、令和3年度住民税(均等割)が非課税の人
- ※①②いずれも、児童手当を職場から受給している公務員を除きます。

【支給方法】要件に該当することを確認でき次第、児童手当か特別児童扶養手当の受給口座に順次振り込みます。対象者には通知を発送しますので、ご確認ください。

〈申請が必要な人〉

上記「申請が不要な人」に当てはまらない人(例:平成15年4月2日以降に生まれた高校生のみを養育している人、新型コロナウイルスの影響で収入が急変した人など)

【申請方法】次の書類をそろえて、役場こども未来課で申請手続きを行ってください。

- ・申請書(こども未来課窓口か町ホームページで入手可)
- ・申請者と配偶者のマイナンバーがわかるもの
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)の写し
- ・通帳かキャッシュカードの写し
- ・(収入が急変したことに伴う申請の場合)令和3年1月1日以降の任意の月の申請者と配偶者の収入(所得)額がわかる書類
- ・簡易な収入見込額の申立書、簡易な所得見込額の申立書(こども未来課窓口か町ホームページで入手可)
- ・(別居の児童を監護している場合)児童の住民票謄本
- ・(未成年後見人の場合)未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本、対象児童の実親の状況がわかる資料(様式自由)
- ・(その他養育者の場合)対象児童の実親の状況がわかる資料(様式自由)
- ・(里親の場合)対象児童が委託されていることを明らかにできる書類

※申請者の状況によっては、別途追加書類の提出をお願いする場合があります。

【申請期限】令和4年2月28日(月)